

大阪市立総合医療センターコーヒーショップ運営に関する仕様書

1 件名

大阪市立総合医療センターコーヒーショップ運営事業

2 目的

本業務は、大阪市立総合医療センターコーヒーショップ運営事業者(以下「事業者」という。)が、地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「機構」という。)から、地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産賃貸借契約書に基づき、固定資産(病院建物の一部)を借り受けて実施するコーヒーショップの営業について担うものである。

3 施設概要

施設名:地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター

営業場所:大阪市立総合医療センター1階

所在地:大阪市都島区都島本通2丁目 13 番 22 号

店舗面積:222.70 m²

4 営業条件

(1) 営業日

12月29日から1月3日までを除く全日を営業日とする。

ただし、機構は前記の営業除外日における店舗営業について妨げるものではない。

(2) 営業時間

病院入り口の開閉時間、外来診療時間及び面会時間等を勘案して、機構・事業者協議のうえ決定する。

(3) 事業者は、機構が認めた場合、営業日の変更または営業時間の延長もしくは短縮を行うことができる。

(4) 機構が必要と認めたときは、営業時間の延長または短縮を求めることがある。この場合、事業者は機構との協議に応じなければならない。

(5) 店舗営業

店舗営業にあたっては、フランチャイズ方式での営業は可とするが、契約者は運営会社(以下「フランチャイズチェーン本部」という。)とし、フランチャイズ加盟店等が店舗を営業する場合においても、最終責任はフランチャイズチェーン本部にあるものとする。

(6) 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(賃貸借期間満了日の6か月前までに、機構、事業者のいずれからも期間の更新をしない旨の書面による申し出がないときは、1年間自動的に契約を更新するものとし、以後同様とする。ただし、令和15年3月31日を超えないものとする。)

(7) 賃貸借料

事業者の月額売上金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)に対する、事業者側が提案する賃料割合の金額とする。また、契約期間中に、消費税率の改定やその他類似の税制度の変更、新設等があった場合には、賃貸借料の見直しを行う場合がある。

(8) 店舗の設置及び改修等

店舗の設置(営業に必要な仕上げ、造作及び設備工事等を含む)、設備及び備品等の更新、店舗内改修、修繕及び模様替え等原形を変更しようとするときは、事業者の負担により実施すること。

作業については、原則午前9時から午後5時まで(工程によっては変更を可とするが、騒音・振動作業は土・日曜日とする。)とし、安全対策に十分努めるとともに、防音・防振及び防臭等に配慮すること。

なお、貸付物件の範囲外(屋外を含む。)に、室外機等の設備の設置を希望する場合は、書面により機構の許可を得ること。

但し、病院の景観等を損なうと機構が判断する場所には設置できない。

さらに、店舗の外観および内観のイメージについては、機構の事業担当者と十分協議したうえで、店舗設置すること。

(9) 賃貸物件の要件

建物・建物設備の要件については、別表2のとおりとする。

(10) 商品の搬入及び廃棄物の搬出

搬入搬出経路については、機構の指示に従うこと

また、搬入搬出は、病院営業の妨げとならないように行うとともに、十分な安全対策を行うこと。

(11) 廃棄物の処分

食べ残し(飲み残しを含む。)及びその他廃棄物の処分については、事業者の負担と責任により行うこと。

廃棄物の回収容器等は事業者が用意することとし、原則貸付物件内に設置すること。

貸付物件の範囲外に設置を希望する場合は、書面により機構の許可を得ること。

(12) 営業に伴う法令上の手続き

店舗の設置及びコーヒーショップの営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者において行うこと。

(13) 注意事項

① 食品衛生法を遵守し、食品及び飲料については適温管理及び消費期限の管理等を確実にすること。

② 本営業に起因する食中毒、接客上のトラブル等の事故が発生したときは、一切の責任を事業者が負うものとする。

③ 火気又は高熱を発する機器を使用する場合は、防火・防災管理に十分努めること。

④ 従事者の接遇マナーを徹底させること。

(14) 緊急時の対応

事故及び犯罪等の事態が発生した場合は、患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。

また、発生した事項、その原因、影響範囲、対象方法等を書面(様式自由)により機構に報告すること。

(15) 建築物・建物設備の点検

機構が行う店舗内の点検・工事・修繕に協力すること。なお、それに伴い発生する店舗への影響について、機構は一切の保証を行わない。

また、機構による電気設備・給排水設備の点検及び工事等に伴い停電・断水させる

必要があるときは、事前に日時等の連絡を行うので事業者は協力すること。

(16) 店舗側設備の不具合による機構側設備への影響について

店舗側設備の不具合が原因で、機構側設備に影響を及ぼした場合、可及的速やかに原因を究明し、その対策を講じること。

この場合、対策が不十分、または復旧に時間を要すると機構が判断した場合、その応急措置を機構が行う場合があるが、それにかかる費用は事業者が負担すること。

(17) 契約満了時の事業者の責務

賃貸借契約満了時において事業者は、次期事業者に対し十分な業務の引き継ぎを行うこと。

また、事業者が設置した設備(天井・壁・床仕上げを含む)及び備品等については撤去し、原状回復することが原則であるが、次期事業者が継続して使用することを希望する場合は、双方において設備及び備品等の引き継ぎ及び費用負担等について十分協議を行い、継続使用する場合は機構に報告すること。

5 提供商品

(1) コーヒーを主力商品としたうえで、他の飲料及び食事(洋食類に限る。)を最低限提供すること。

(2) 食事はコーヒーショップに相応しい洋食類とし、次の①、②を最低限提供すること。

① パン類

② パスタ類またはライス類

(3) アルコール類の提供は禁止する。

(4) 事業者は、提供商品について営業開始前に機構に届け出るものとする。営業開始後における提供商品の変更についても同様とする。

(5) 機構が病院内の店舗での提供商品として不適切であると判断したものについて、事業者は提供の中止や材料・調理方法の変更等改善を求めることがある。この場合、事業者は機構との協議に応じ機構の意向に沿った措置を図らなければならない。

6 設備及び什器類等

(1) 事業者は、設備及び什器類等の設置について、持続点滴中の患者や身体機能に障害のある方、高齢者及び車いす利用者等が利用しやすいよう配慮、工夫しなければならない。また、段差の無い床、通路の幅等について、バリアフリーを考慮したものとする。

(2) 設備及び什器類等について、上記(1)の配慮等に欠けているなど病院内の店舗として相応しくないと機構が判断した場合、機構は事業者に対し改善を求めることがある。この場合、事業者は機構との協議に応じ機構の意向に沿った措置を図らなければならない。

(3) 商品提供のための券売機を除き、店舗内への自動販売機の設置は認めない。ただし、機構が必要と認めた場合はこのかぎりでない。

(4) 病院内は全面禁煙のため、店舗内の喫煙スペースの設置は認めない。また、事業者は従業員に徹底するとともに、店舗内の利用者に対する禁煙の周知を行うこと。

(5) 看板等の表示については、機構が認めた場所にかぎるものとし、デザイン・色彩は周囲との調和に留意して機構と協議のうえ決定すること。

(6) 事業者の従業員は病院内のトイレを使用できるものとする。

(7) 事業実施施設及びその周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないよう、

事業者は清掃等の維持管理を行うこと。

7 衛生管理

- (1) 事業者は、病院における店舗という特殊性に留意し、食品衛生関係法規を遵守することはもとより、店舗の衛生管理及び従業員の健康管理に万全を期さなければならない。
- (2) 食品衛生上の問題が発生した場合は、全て事業者の責任において対処しなければならない。
- (3) 感染症拡大防止対策として、店舗入口には手指消毒用の消毒液を設置すること。さらに、店舗内の衛生的環境の保持のために、日々の清掃及び定期清掃(ワックス掛け清掃など)は事業者の負担で実施すること。これらにおいて発生した問題等については、すべて事業者の負担と責任において対処するとともに、発生時は速やかに機構へ発生報告を行うこと。
- (4) 新興感染症が発生した際には、機構と協議して対策を講じること。

8 業務体制及び業務遂行

- (1) 事業者は、店舗の円滑な営業に必要な人員を配置しなければならない。また、営業責任者を定めて従業員の業務全般を監督させること。
- (2) 事業者の従業員は、持続点滴中の患者や身体機能に障害のある方、高齢者及び車いす利用者等への商品提供にあたり、移動の補助など状況に即した臨機応変な対応に努めること。
- (3) 従業員の接遇マナー、商品内容等の向上を心掛け、安全で良質な飲食物を適正な価格で提供できるよう、誠意を持って業務を遂行すること。
- (4) 機構が主催する防災訓練や研修会への参加を要請した場合、事業者はこれに応じなければならない。
- (5) 事業者は火災や盗難の防止に努めること。
- (6) 利用者等からの苦情または事故等が発生した場合は、自らの責任により、再発防止措置を含めた迅速かつ適切な対応を行わなければならない。また、速やかに機構に連絡し、その内容及び対応等について報告書(様式自由)を提出すること。
- (7) 事業者は、業務を遂行するうえで発生した事故等に対し一切の責任を負わなければならない。食中毒、病院来訪者等との大きなトラブル及び病院施設の破損等重大な事象が発生したときは、速やかに機構に文書で報告するものとする。
- (8) 事業者は、火災が発生もしくは発生する恐れがある場合または業務の遂行に支障をきたすような重大な事態が発生した場合は、関係機関及び機構への報告等必要な措置を直ちに実施しなければならない。

9 費用の負担

本事業に関する機構及び事業者の費用負担区分は本仕様書末尾の別表1のとおりとする。

10 売上の報告

事業者は月ごとに売上金額及び算定賃貸借料月額を機構に書面で報告し、機構はその金額を確認する。機構は金額の確認に際し事業者に対して証拠書類の提示を求めることができる。事業者はこの場合、機構の求めに応じなければならない。

11 個人情報の管理

事業運営に伴って入手した個人情報について、管理責任体制を確立し、関係法令に則り、漏えい、滅失及び目的外使用等の防止など、その適正な管理を図らなければならない。

12 原状回復時の検査

事業者は本契約満了と同時に、本物件を機構に返還しなければならない。返還時において、事業者は本物件に付加した厨房等の設備及び什器類等の動産を自己の費用をもって撤去したうえ機構の検査を受け、これに合格しなければならない。

13 実地調査等

機構は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができる。

14 その他

- (1) 使用物件内の照明管球の調達・交換、空調設備の清掃・フィルター交換・ドレイン管清掃、店舗内に設置するテーブル及び椅子等の調度、防虫防鼠対策、消毒等の衛生管理、清掃及び廃棄物処理等にかかる費用のほか、コーヒーショップ営業にかかるすべてを事業者が負担しなければならない。
- (2) 光熱水費等については、店舗で消費した分を測定できるように事業者の負担で電力量計、水道流量計を設置し、機構が別途発行する請求書により、納入期限までに納入しなければならない。なお、光熱水費等に係る単価は、大阪市立総合医療センター全体における電気及び水道の使用量及び支払料金から機構が算出した金額とする。
- (3) 事業者の責に帰すべき事由により、機構または第三者に損害を与えた場合は、事業者の負担と責任において賠償すること。また、機構は当該コーヒーショップにおける盗難事故や破損等に関しては一切の責任を負わないものとする。
- (4) 事業者には、借家権、営業権等の私法上の権益は一切認めない。
- (5) 店舗運営上の関係法令及び建築関係法令において必要となる手続き・検査立ち合い等は事業者がおこなうこととする。
- (6) 経済状況の変化などにより事業の運営に支障が生じたときは、事業者は病院の事業に支障が生じないよう、機構と協議し誠実に対応すること。
- (7) 事業者は、契約満了の際には次の運営事業者への引継ぎに協力しなければならない。
契約書に定める、原状回復義務とは、原則として、事業者が設置した又は前回事業者等から引き継いだ、天井・壁・床等の内装仕上げ、各種設備等を全撤去することをいう。但し、添付資料のB工事による部分については、原則として取外・再取付とする。
尚、詳細については、機構の担当課との協議による。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、機構と事業者の協議により決定する。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき
- （2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。

別表 1

費用の負担区分について

費用の種別		機構	事業者
入札、交渉に要する費用			○
新規開店費用			○
運営、維持管理費用	人件費及び材料費等事業運営に係る直接費		○
	本事業の運営に必要な許認可などの取得費用		○
	運営・維持管理に係る消耗品などに関する費用		○
	賃貸借料		○
	光熱水費		○
	設備点検・清掃に係る費用		○
	窓ガラス内部面の清掃費用		○
	窓ガラス外部面の清掃費用（ただし年3回に限る）	○	
	廃棄物等の処理費用		○
	通常運用上の設備劣化等に伴う修繕等復旧費用		○
	利用者による設備の汚損・破損に対する対応費用		○
	病院側の衛生管理等、医療上必要な行為における設備の汚損・破損及び耐久性の劣化への対応費用		○
	病院側の故意による汚損・破損に対する対応費用	○	
	利用者及び病院に対して損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用		○
その他運営・維持管理に必要な費用		○	
運営事業終了の際の原状復旧にかかる費用		○	
原状復旧費用			○

店舗の設置・改修・修繕・模様替・撤去等を行う場合は、下記により行うこと。

・区分表

	発注・契約	費用負担	設計・施工
A工事	機構	機構	機構で決定
B工事	事業者	事業者	機構で推薦
C工事	事業者	事業者	事業者で選定

・工事作業時間の制限等

病院の運営に支障をきたさないように下記により行うこと。

騒音・振動・臭気等の生じる作業 土曜・日曜・休日

工事用資機材・撤去材の搬出入 土曜・日曜・休日

上記以外に作業を希望する場合は、協議を行い機構が認めた場合に行う事ができる。

第三者との事故を起こさないように、交通誘導員等を配置する等安全対策を行うこと。

・官公庁への申請・届出等

・法令などにより官公庁等への申請・届出等が必要な場合は、借主側の負担により行うこと。

(例)

消防設備等設置届出書(自火報・非常警報・スプリンクラ・消火器等)

防火対象物使用開始届

※賃貸する建物は、消防法による防火規制の対象であるので、賃貸物件に設置する物品等は、法令に準拠したものであること。

・機構側の担当

総務課	工事の為の立入連絡、騒音作業等の連絡
施設課	建物・建物設備に対する技術的窓口
医事課システム	診療案内ディスプレイ・病院用Wifi
財務課	契約関係・上記に含まれないもの

その他

分界点の解釈は次のとおりとする。

既存設備と本仕様書に記載している内容にて分界点が明らかな場合は、その分界点

上記が、明らかでない場合は、機構と借主で協議を行う。なお、協議が整わない場合は

機構で決定する。

・区分表(建築)

種別	A工事	B工事	C工事	備考
【構造】				
柱	○			既存のまま
床	○	※		既存のまま
※床等の構造に穴あけ等の変更を加える場合は、事前に機構と協議を行い許可を得た後に行う。(B工事とする)				
【建築仕上】				
内装(天井・壁・床)			○	
扉・自動扉			○	
その他造作物			○	
外壁・外部建具	○			既存のまま
内部造作・内部建具			○	鍵錠は、既存錠システム
				に合わせること。
・区分表(機械設備)				
種別	A工事	B工事	C工事	備考
【給排水衛生設備】				
給水管(分界点まで)	○	※		既存のまま
給水管(分界点以降)			○	
給湯(分界点まで)	○	※		既存のまま
給湯(分界点以降)			○	
雑排水(床下～下水道)	○	※		既存のまま
汚水(床下～下水道)		○		既存なし
衛生器具・流し			○	
グリストラップ			○	
【空調設備】				
空調熱源機器	○	※		既存のまま
空気調和器・排気ファン	○	※		既存のまま
給気・排気ダクト			○	
制気口			○	
冷水・温水管(分界点まで)	○	※		既存のまま

※分界点より病院建物側を変更する場合は、B工事とする。

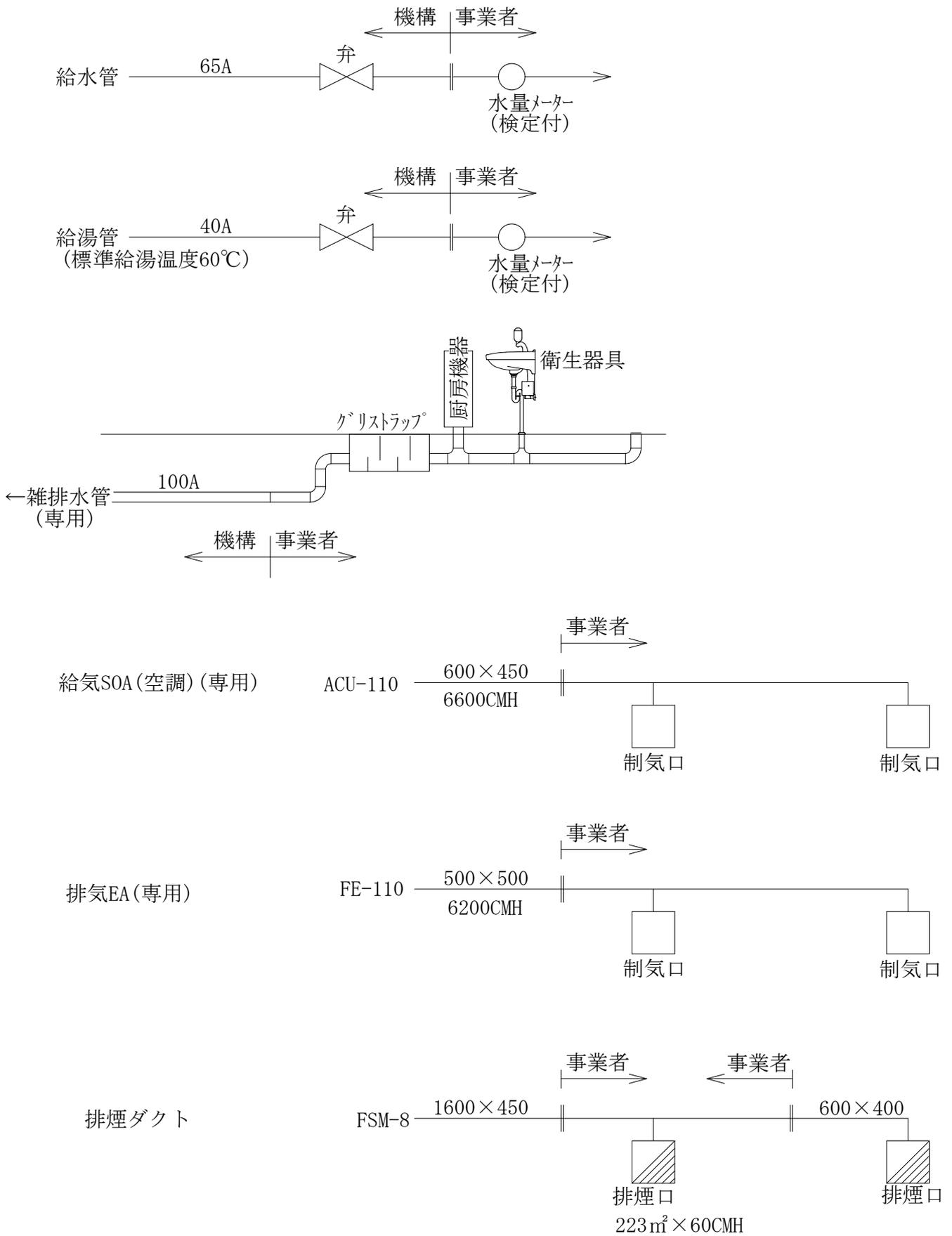
種別	A工事	B工事	C工事	備考
冷水・温水管(分界点以降)			○	
ファンコイル(制御含む)			○	
【消火設備】				
スプリンクラポンプ等	○	※		既存のまま
スプリンクラ配管・ヘッド等(分界点まで)	○	※		既存のまま
スプリンクラ配管・ヘッド等(分界点以降)		○		
【防排煙設備】				
排煙機等	○	※		既存のまま
排煙ダクト(分界点まで)	○	※		既存のまま
排煙ダクト(分界点以降)・排煙口		○		
・区分表(電気設備)				
種別	A工事	B工事	C工事	備考
【電気設備】				
電灯・動力用主幹配線	○	※		既存のまま
電気計量メーター			○	
分電盤・動力盤			○	
照明器具、コンセント			○	
同上用配線			○	
非常灯、誘導灯		○		
同上用配線		○		
非常灯点灯信号用配線(AC100V)		○		分電盤分岐回路(専用)取出
自動火災報知盤	○	※		改造が必要な場合は※ (レイアウト変更がある場合は改造必要)
感知器・同上用配線		○		
防火(煙)扉・排煙口接続・試験		○		
上記に伴う消防署届出		○		
非常放送架	○	※		既存のまま
スピーカー・同上用配線		○		
上記に伴う消防署届出		○		

種別	A工事	B工事	C工事	備考
運営事業者側放送設備			○	
非常放送用カトリレー等		○		
上記に伴う消防署届出		○		
有線電話用配線(MDF～分界点)	○	※		既存のまま
有線電話用配線(分界点以降)			○	
インターネット光配線用配管等(7階PS～1階PS)	○	※		既存のまま
インターネット光配線用配管等(1階PS～店舗)		○		
診療案内ディスプレイ・病院用Wifi		○		機器は、既存利用 借主は、無償にて機器の 設置を認めること。 また、配置は施設利用者の 利便を考慮すること。 機器の保守点検・修繕 更新は機構とする。

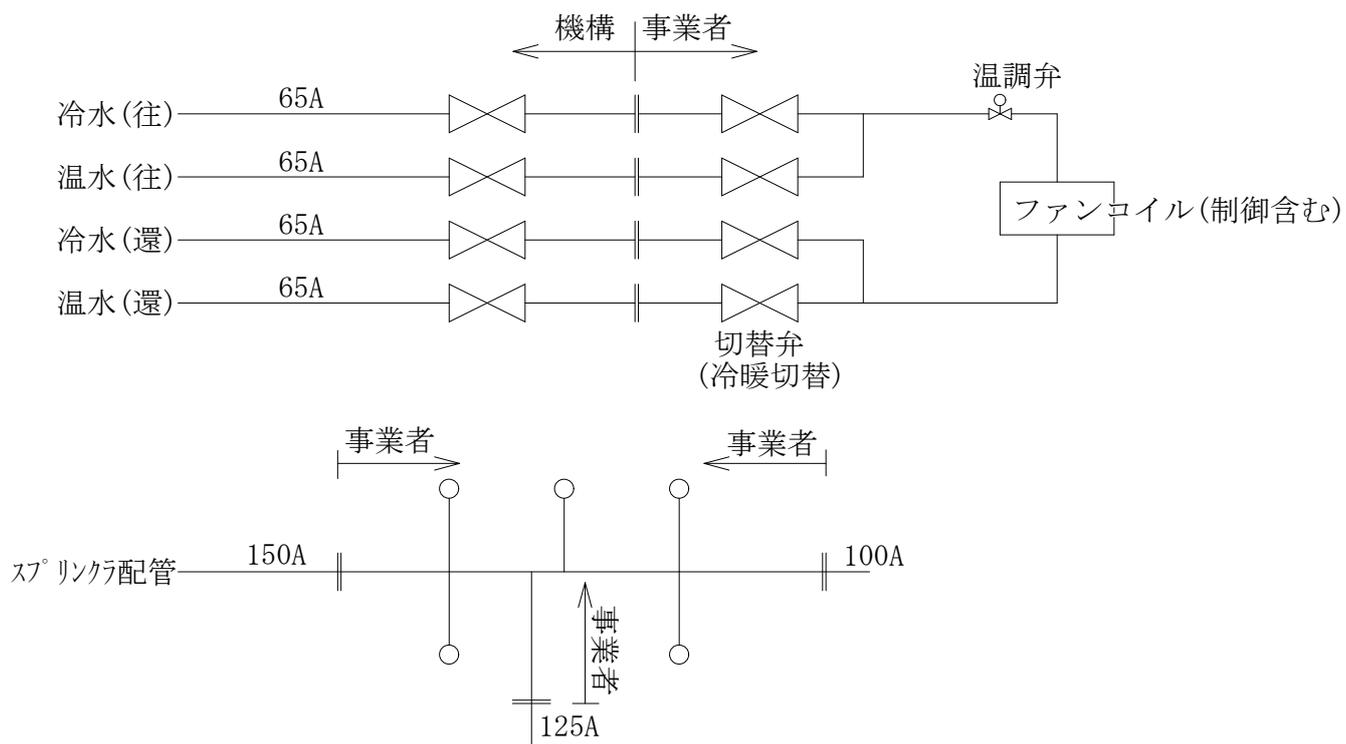
※分界点より病院建物側を変更する場合は、B工事とする。

別表 2

・各設備の区分等(機械設備)

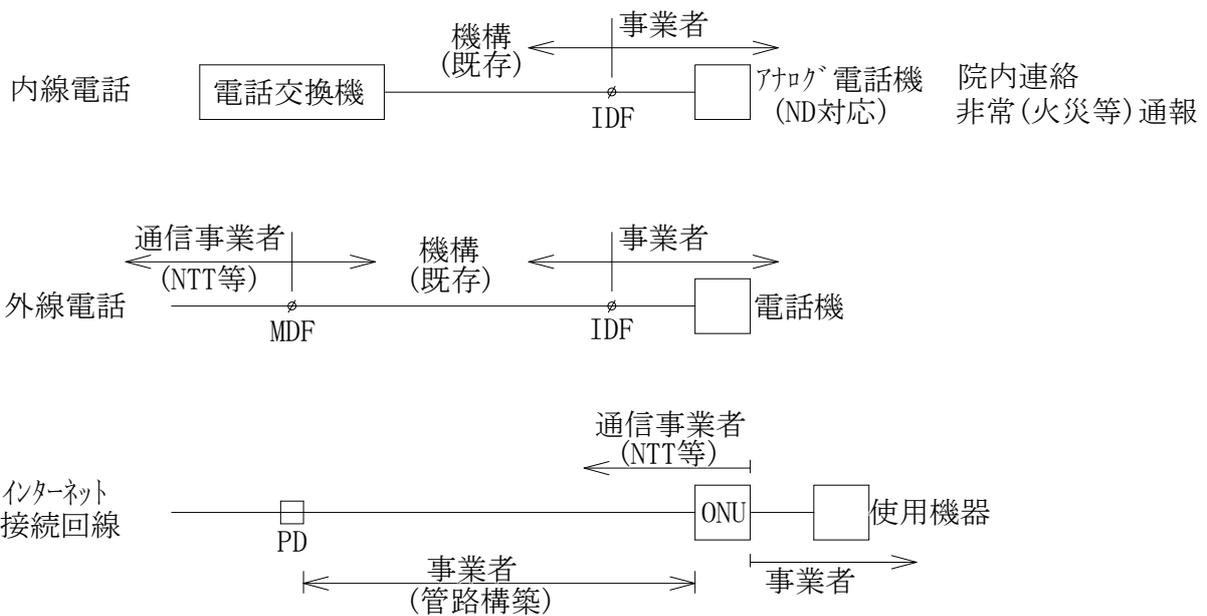
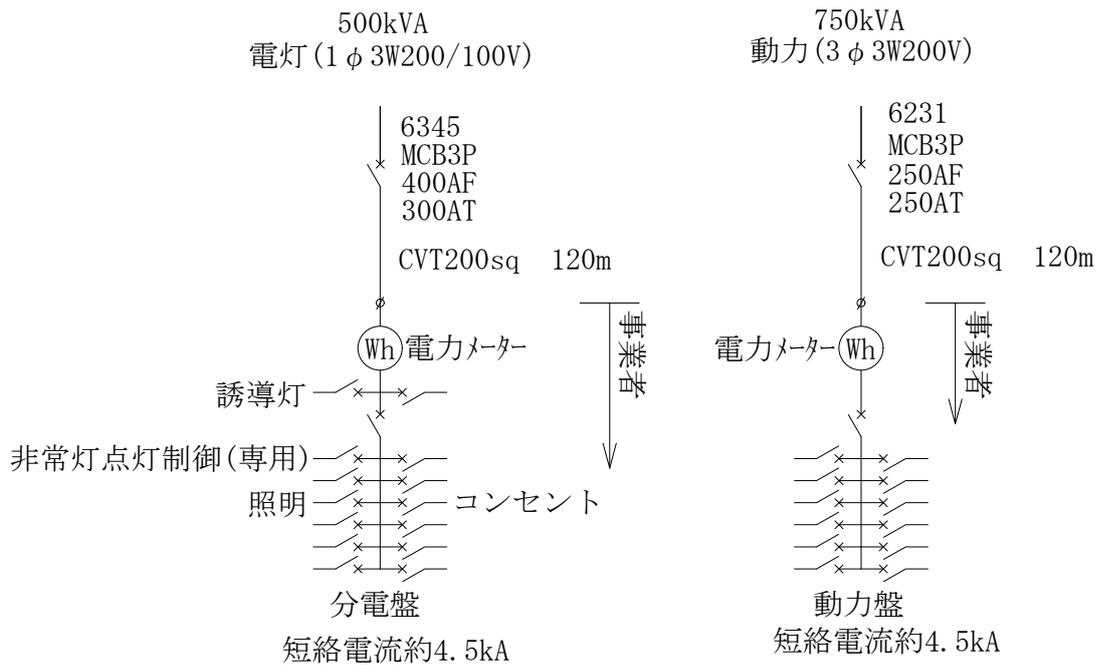


本図は、完成図を元に作成しているもので、現地と若干の相違がある場合がある。



本図は、完成図を元に作成しているもので、現地と若干の相違がある場合がある。

・各設備の区分等(電気設備)



本図は、完成図等を元に作成しているもので、現地と若干の相違がある場合がある。

店舗の建物・建物設備の保守点検等は、下記による。

・区分表

種別	発注・契約	費用負担	適要
消防設備点検	機構	機構	
空調設備点検(病院側)	機構	機構	
空調設備点検(店舗側)	事業者	事業者	
電気設備点検(病院側)	機構	機構	
電気設備点検(店舗側)	事業者	事業者	
排水管点検・清掃	事業者	事業者	下記に特記あり
グリストラップ点検・清掃	事業者	事業者	下記に特記あり

グリストラップ点検・清掃は、定期的実施し結果を記録すること。
機構が必要に応じ、グリストラップ点検・清掃状況を確認する。
この際に、点検清掃の方法、周期について指導を行うことがあるのでこれに従うこと。

排水管清掃(高圧洗浄)を事業者で年2回以上実施すること。また、機構で別途年1回実施するので、実施時期は、詰まり状況及び機構の実施時期を考慮し機構と協議する。
尚、清掃後にカメラ調査撮影を実施すること。
清掃実施の都度、報告書・カメラ調査結果を担当課に提出すること。

電気事業法による自家用電気工作物の保安管理について
電気事業法により、店舗側の電気工作物も機構の電気主任技術者の保安管理の範囲となるので、電気主任技術者が、電気工作物の技術基準を定める省令に適合しないと判断した場合速やかに技術基準に適合するように修繕を行わなければならない。
上記により、電気主任技術者が危険と判断した場合、電気の使用の中止措置(停電)を講じることがある。この場合において、休業補償等は、行わない。
機構が行う電気設備等の点検・工事等による停電には、これに協力すること。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律について
運営事業者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の特定連鎖化事業者の場合は、機構のエネルギー管理員に、特定連鎖化事業者の消費したエネルギー等について報告を行うこと。

防火管理について
運営事業者は、店舗の火元責任者を定め、機構の防火管理体制の下で防火管理に努めること。火元責任者を定め、又は変更した時は速やかに担当課に書面により報告すること。
また、自主的に火災・地震等を想定した訓練を実施すること。
機構側の訓練に参加を要請された場合は、これに参加すること。

電気・水道使用量について
毎月指定日に、電気・水道等の使用量について機構、運営事業者、双方立会いの上、水量計・電力量計の指示値を確認する。この指示値と前回指示値の差を使用量とする。水量計・電力量計の不具合等により使用量が不明な場合は、前年同月、前月の使用量を参考に使用量を協議し決定する。
水量計・電力量計は、計量法による検定付とする。尚、検定期間外となる前に事業者にて取替を行うものとする。